

能美市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定により随時監査（学校監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年1月31日

能美市監査委員 齊藤 敏 明

能美市監査委員 南山 修 一

1. 監査実施日

令和6年1月12日（金）

2. 監査対象校

（1）小学校 3校

寺井小学校、湯野小学校、粟生小学校

（2）中学校 1校

寺井中学校

3. 監査対象

令和4年度における学校の財務に関する事務執行及び令和5年度における施設の維持管理状況並びに安全管理

市内8小学校、3中学校について3年計画で実施する。本年度は、寺井地区の4校を対象とした。

4. 監査方法

各学校において、事前に提出を求めた監査資料に基づき、監査委員が学校長及び所管課職員から概要説明を聴取し、質疑応答を行った。また、施設が適切に管理されているか現地確認を行った。

5. 監査の結果

(1) 滞納処理について

これまで、納入される見込みが低い5年以上前の滞納については、不納欠損処理等の統一した対応基準を教育委員会事務局で作成し処理することを検討頂きたいと言及してきたところである。この点については、教育委員会事務局と税務債権課で協議しているとのことであり、今後状況を確認したい。

(2) 学校施設等の安全管理について

各学校とも老朽化による施設設備の不具合個所の把握がなされており、教育委員会とも情報共有されている。

能美市の財政状況については限りある中で多くの事業が実施されており、多額の修繕費が負担となることは承知しているが、サッシから雨水が浸み込んできたり空調の効きが悪いなど、児童生徒の安全及び教育環境の不都合を解消するための経費については適時予算化されることを昨年同様に希望するものである。また、能登半島地震の影響で、校舎の増築部分のつなぎ目がずれた学校があるほか校舎の梁等でヒビが入った箇所等があるとのことで、併せて対応いただくよう要望する。

その他、防犯カメラについては、機械保守・管理運用について見直すべき学校が一部見られたため、適切な対応を要望するものである。

(3) 郵便切手の管理について

一部の学校においては郵便切手の管理方法が不十分であった。方法を工夫し、適正な管理を行っていただきたい。

(4) 監査資料について

監査資料に一部不足があった。監査委員による適正な監査を行うため、監査資料については監査に必要かつ十分な範囲で、内容を精査したものを提供されたい。

これらの監査結果を受けて、各学校におかれては適正な措置を講じるよう努められたい。

また、教育委員会事務局におかれては、今年度監査対象外となった学校とも今回の監査結果を共有し、必要に応じて適正な措置を講じるよう指導していただきたい。